

気象警報の発表時における措置について

特別警報、暴風警報及び大雨警報等が発表されたときの生徒の登下校については、下記の要領で対応してください。

「和歌山市」に警報が発表された場合のみ適用となりますので、ご注意ください。

1 暴風警報又は大雨警報が発表されている場合

登校前に「特別警報」、「暴風警報」、「大雨警報」が和歌山市に発表されている場合は自宅で待機し、その後、警報が解除された場合は、以下のように対応してください。

※ 午前6時の段階で警報が発表されている場合、給食はありません。給食を申込んでいる人も各自で昼食を用意してください。なお、台風などの接近が予想される場合、前日に連絡する場合があります。

注意報発表の場合は、平常通り授業を行います。

(1) 午前11時00分(ちょうどを含む)までに解除された場合

速やかに登校させてください。この場合は昼食を持参してください。

ただし、警報が解除された場合でも、次のようなときは登校を見合わせ、その旨を担当に連絡してください。

※ 各家庭、地域の被害状況からみて、保護者が登校困難と判断したとき

※ 通学路状況からみて、保護者が危険、又は登校困難と判断したとき

(2) 午前11時00分(ちょうどを除く)～正午(ちょうどを含む)までに解除された場合

午後の平常授業を行います。昼食を済ませて、午後1時20分までに登校させてください。

(3) 正午(ちょうどを除く)を過ぎても解除されない場合

終日臨時休業とします。

(4) 午前中授業の場合は10時を過ぎても警報が解除されない場合は臨時休業)

2 和歌山市に震度5弱以上の地震が発生した場合

- 臨時休業とします。
- 翌日以後については被害状況等により判断します。

3 和歌山県沿岸に津波警報・大津波警報が発表されている場合

- 臨時休業とします。
- 警報が解除された場合は、1と同様です。

4 生徒在校時に警報等が発表された場合

- 生徒が安全に帰宅できると判断した場合は、教職員の指導のもと下校の処置をとります。
- 生徒が安全に帰宅できないと判断した場合は、危険性がなくなるまで学校待機をさせます。なお、「特別警報」の場合は原則として学校待機をさせます。

5 教育委員会からの特別な措置があった場合

- テレビ・ラジオ等で教育委員会より特別の措置や対応が報道された時は、その情報や指示に従ってください。

6 その他

- 警報が解除されたときでも、家庭や地域の実態等により登校が危険な場合は保護者の判断で登校を見合わせ、危険が去るまで家庭で待機させてください。また、事情を担当まで連絡してください。
- 問い合わせの電話が多くなることが予測され、学校といたしましても対応ができかねる状況となります。本事項を参照に、ご家庭での判断をお願いいたします。

◎見やすいところに貼っておいてください。